

令和元年9月20日

八戸市議会
議長 壬生 八十博 様

議会運営委員会
副委員長 三浦 博 司

調査視察実施報告書

本委員会は、次のとおり委員を派遣し調査視察を実施したので、平成31年度行政視察等実施要領の規定により報告します。

1 日時 令和元年7月1日（月）～7月3日（水）

2 場所 芽室町、帯広市

3 調査事項

- (1) 芽室町 議会改革について
- (2) 帯広市 議会改革について

4 調査結果概要 別紙のとおり

5 派遣委員 三浦博司、間盛仁、中村益則、田名部裕美、
日當正男、田端文明、小屋敷孝、森園秀一、
冷水保、伊藤圓子、立花敬之

<茅室町>

・視察日時 令和元年7月2日（火）

・対応者

茅室町議会 副議長 常通直人様

茅室町議会 議員 中村和宏様

茅室町 事務局長 仲野裕司様

・調査事項

議会改革について

（1）議会ICT推進計画について

（2）議会災害時対応基本計画について

（1）議会ICT推進計画について

○ ICT推進計画策定までの経過

平成24年度からの議員へのICT研修等の開催、平成25年度からの先進地事務調査などを行い、下記のとおり推進計画の策定を進めてきた。

議員研修等

| 実施年 | 研修テーマ |
|------|--|
| H24年 | ・議会のICT化戦略を考えるⅠ |
| H25年 | ・議会のICT化戦略を考えるⅡ ・議会ICT・タブレット研修会 |
| H26年 | ・議会ICT・タブレット研修会 ・ペーパーレス会議 |
| H27年 | ・議会改革におけるICT導入の効果・議会のICT化とデータに基づく政策思考の深化 |
| H28年 | ・タブレット端末機導入時研修 ・会議でタブレットを使いこなす |

先進地事務調査

| 実施年 | 研修テーマ |
|------|-----------------------------------|
| H25年 | 千葉県流山市議会（事務局） |
| H26年 | 千葉県流山市議会 埼玉県飯能市議会 神奈川県逗子市議会 |
| H27年 | 滋賀県大津市議会 |

○ I C T推進計画の背景

平成25年制定の議会基本条例に基づき、住民参加及び情報公開を目標として推進計画の策定に取り組んできた。

関係する条文

議会基本条例（H25制定）

（町民参加及び町民との連携）

- ・第8条 議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。
- ・2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。
- ・5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

議会基本条例（H25制定）

（議会広報の充実）

- ・第9条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。
- ・2 議会は、情報通信技術（I C T）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

○ I C T推進計画の目的

芽室町のI C T推進計画の目的は以下の5つの項目である。

- (1) 議会情報、町民に分かりやすく提供する。
- (2) 町民の議会への関心の喚起と参加機会の拡大を図る。
- (3) 会議を効率化し、議会活動の積極的展開を図る。
- (4) 議会関連事務の資源軽減化、合理化、効率化を進める。
- (5) 議会及び議員の政策形成力の向上を図る。

これらの目的に向けて取り組むことにより、町民への情報提供、議会のオープン化、議会内情報一元化、事務効率化に繋がっていく。

○ ネット中継の取り組みについて

| 実施時期 | 内容 |
|---------|------------------------|
| H13年10月 | 議会中継を配信開始 |
| H14年12月 | 録画配信開始 |
| H21年8月 | 庁舎ロビーへの配信 テロップ・録画配信 |
| H25年8月 | 委員会・全員協議会のライブ・録画配信 |
| H28年6月 | カメラ・マイク連動 |

○ ホームページ、SNSの取り組み

The screenshot shows the homepage of the Horomui Town Assembly. At the top, there's a banner with a photo of a tractor clearing snow from a road, accompanied by the text: 「わかりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」 (An easy-to-understand assembly, an open assembly, an acting assembly). Below the banner, there's a section for "New Information news & topics". On the right side, there's a sidebar with links for "Internet connection status", "Inquiry", "Facebook page", and a link to the official Facebook page of the assembly.

| 実施時期 | 内容 |
|--------|--------------------|
| H25年5月 | Facebook 運用開始 |
| H26年3月 | ホームページのリニューアル |
| H26年7月 | L I N E 運用開始 |
| H26年8月 | t w i t t e r 運用開始 |

○ タブレット導入の目的

- ①ペーパーレスによる紙資源環境負荷・コストの抑制
(印刷費・郵便・FAX通信費・用紙及びコピー・フォーマンス費用)
- ②議員、執行機関及び議会事務局職員の業務量抑制
(一般質問通告・原稿入稿・招集通知)
- ③情報のストック化・収集
(議案・資料・行政計画・政務活動 (クラウドサービス))
- ④会議効率化
(プロジェクト・スクリーン活用、ミーティング)
- ⑤町民への情報
(議会報告と町民との意見交換会・議員活動)

タブレット導入の真の目的は、問題発見のプロとして、議員の力をより発揮することである。

○ タブレット導入の特徴

- ①W i – F i + C e l l u l a r モデル
使う場所を選ばない (議場・自宅・視察先・・・)
- ②クラウドシステム
議会専用に開発された文書管理・会議システム
- ③情報のストック化・収集
(議案・資料・行政計画・政務活動 (クラウドサービス))

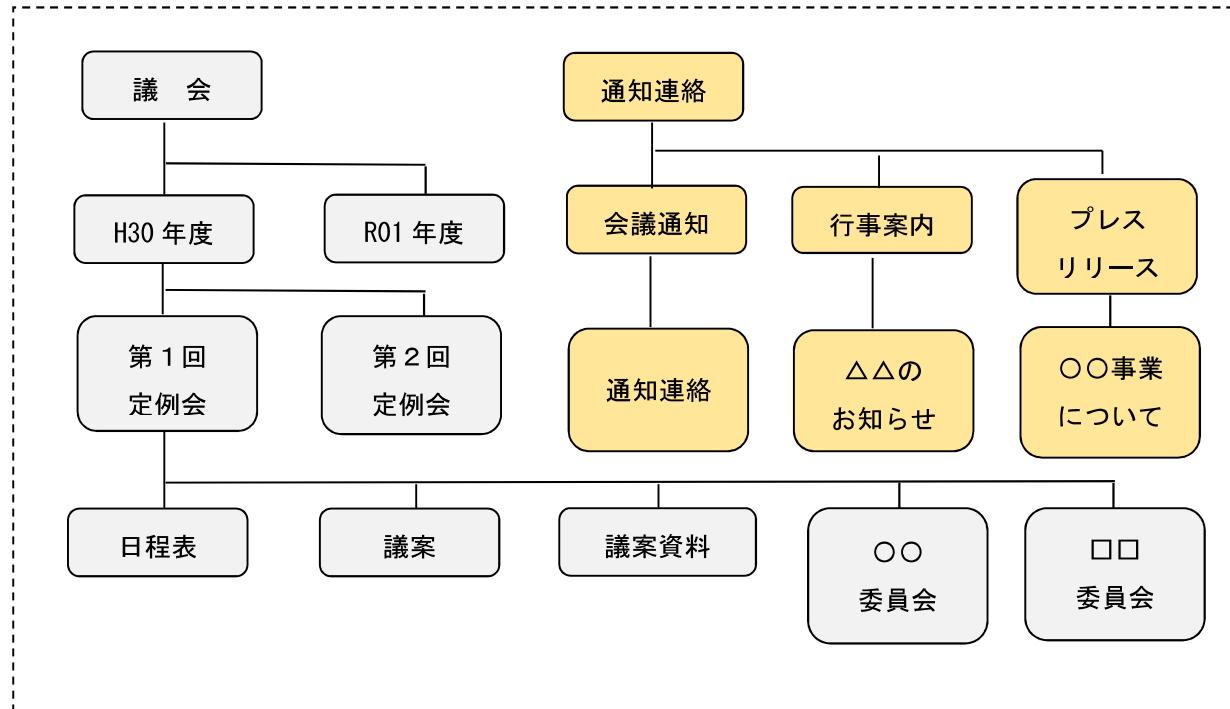
○ タブレットの活用範囲

- ①事務局からの通知・議案・資料送付等
 - [導入前]全議員に郵送・FAX・希望者にメール
 - [導入後]クラウドサービス・全員にメール
- ②執行機関からの情報提供等
 - [導入前]全議員に郵送・宅急便
 - [導入後]クラウドサービス・全員にメール
- ③インターネットを活用した情報入手（政務活動）
- ④スケジュール管理
 - [導入前]全議員にFAX送信
 - [導入後]カレンダーツール（Google）
- ⑤会議手法の改善・改革
 - [導入前]ペーパー資料
 - [導入後]クラウドサービス・会議機能
 - 町民への説明（プロジェクト・スクリーン）

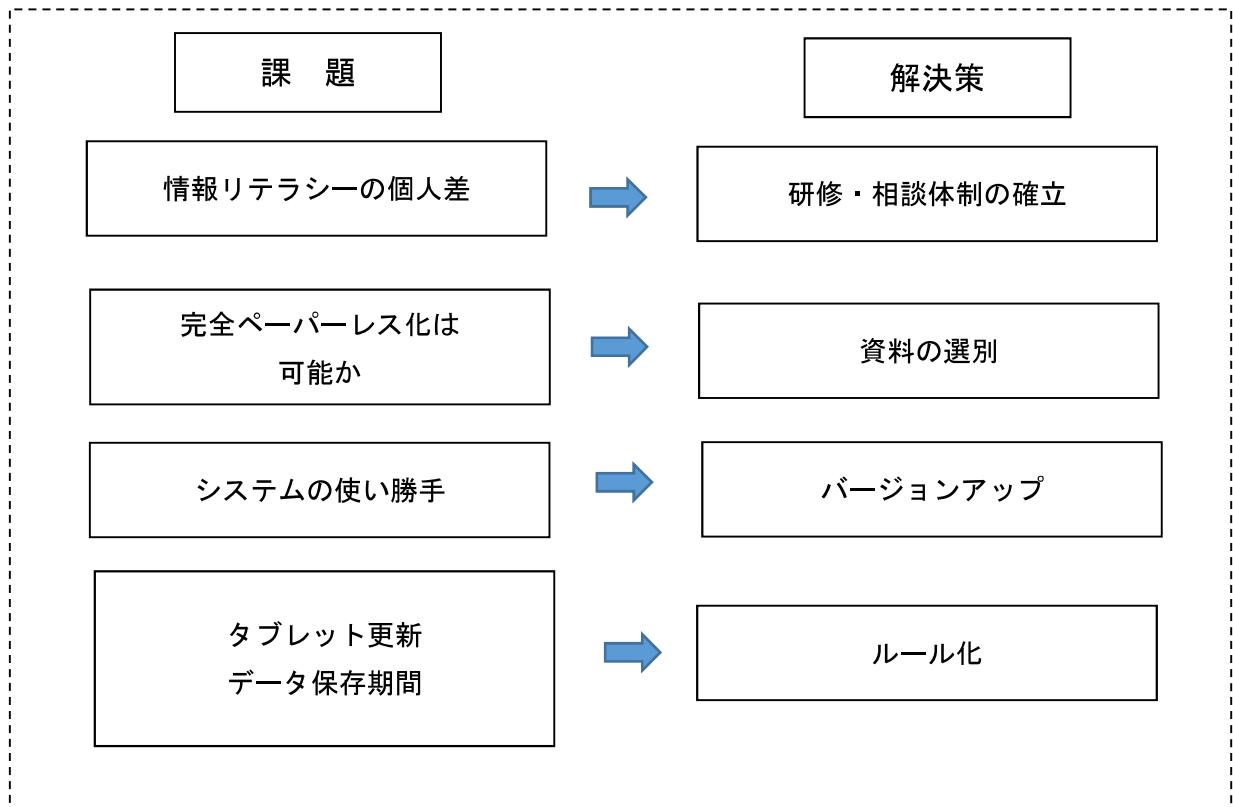
○ 使用基準のルール化

- ①持ち出して使用することが前提
 - 常に携帯し利用することでリテラシーを高める
 - 日常の議員活動全般で積極的に利用する
- ②私的利用は厳禁、トラブルは自己責任
 - 議員活動以外では利用禁止（議会中の録音・録画等）
 - 会議システムなど初期設定は行うがその後は各自で破損、紛失等は自己責任で弁償（補償対象外）

○ クラウドシステム「Side books」のフォルダ構造



○ 課題と解決策



(2) 議会災害時対応基本計画について

○ 議会 B C P の基本的な考え方

- ①災害などの非常時に、議会が迅速な意思決定と様々な町民ニーズの反映に資するという機能維持を図るため。
- ②議会及び議員として行動指針を明確にし、執行機関への支障を回避するため。
- ③二元代表制の一翼である議会の基本的な機能を果たすため。(震災において専決処分が乱発されるなどの抑止)

○ 議会・議員の行動指針

議会は

災害時においても機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催しこの機能を維持する必要性

議員は

議会の構成員としての役割

地域活動などに従事する役割

○ 執行機関の動きと議会の関係

災害時に実質的・主体的に対応するのは執行機関

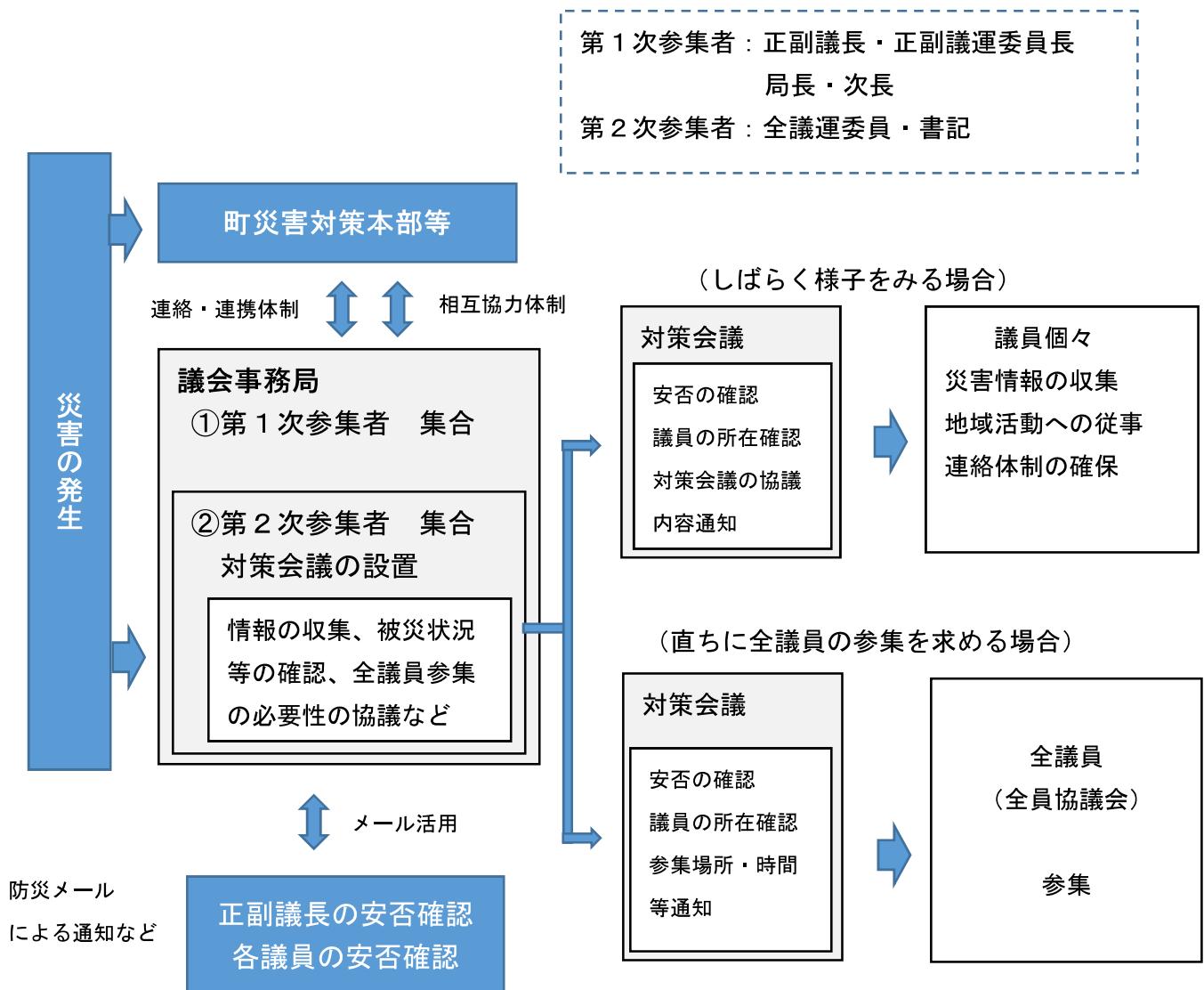
～特に災害初動期において、執行機関災害情報の収集や応急対策業務などに奔走

議会は、議事・議決機関としての役割を担い、その範囲内で災害に対応する。

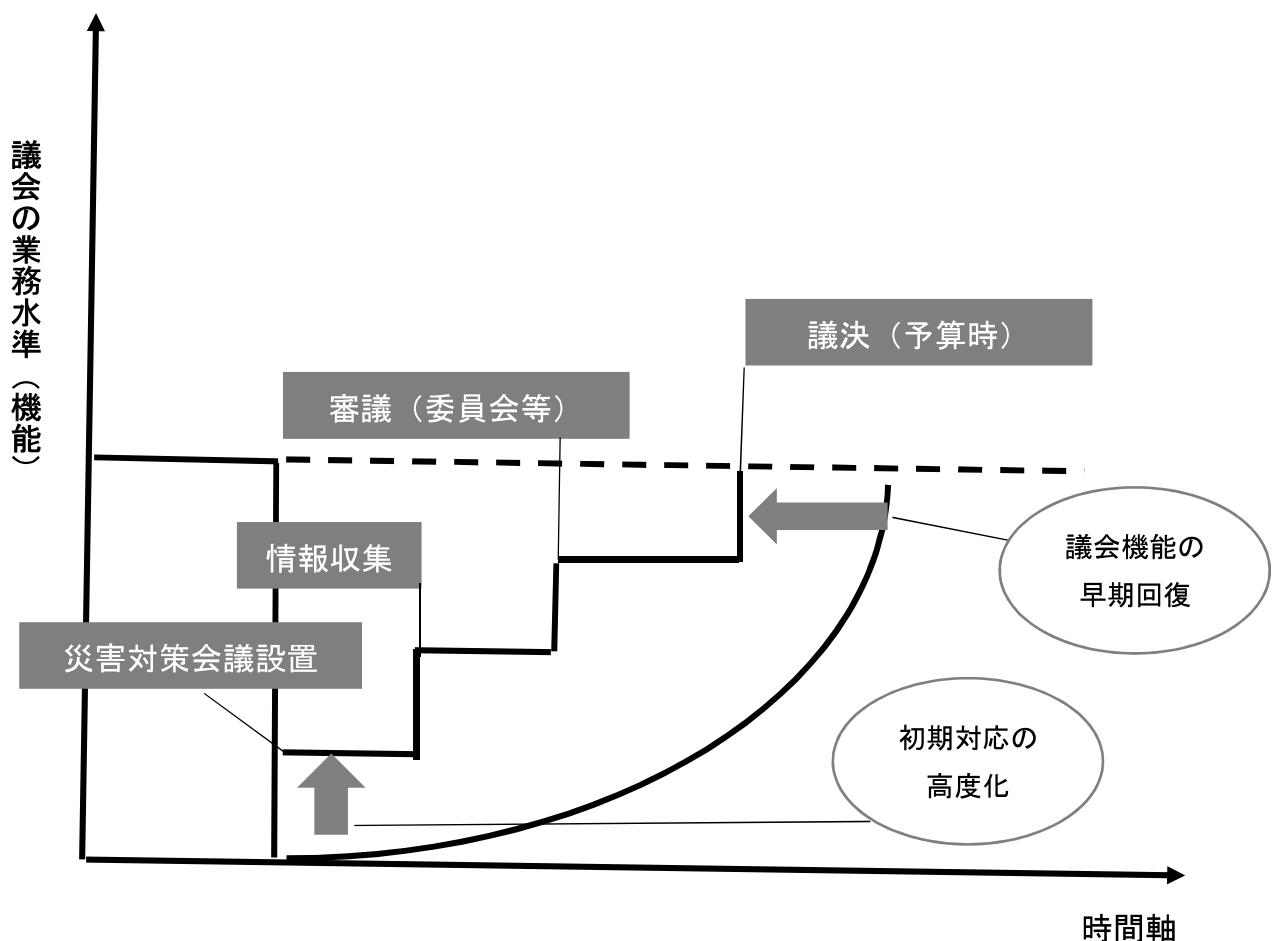
～監視けん制機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集しチェックすることが必要

双方の役割を踏まえ災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる

○ 災害時の議会・事務局の行動



○ 災害時の行動体系



○ 災害発生時の議員の行動

初動期（発生後～3日） 災害対策会議設置

安否確認、情報収集 災害対策会議に参集するまでは、一町民として地域活動などに従事

中期（3日～7日） 災害情報の収集・把握・共有

災害対策会議の指示に基づき参集し、議員活動に専念

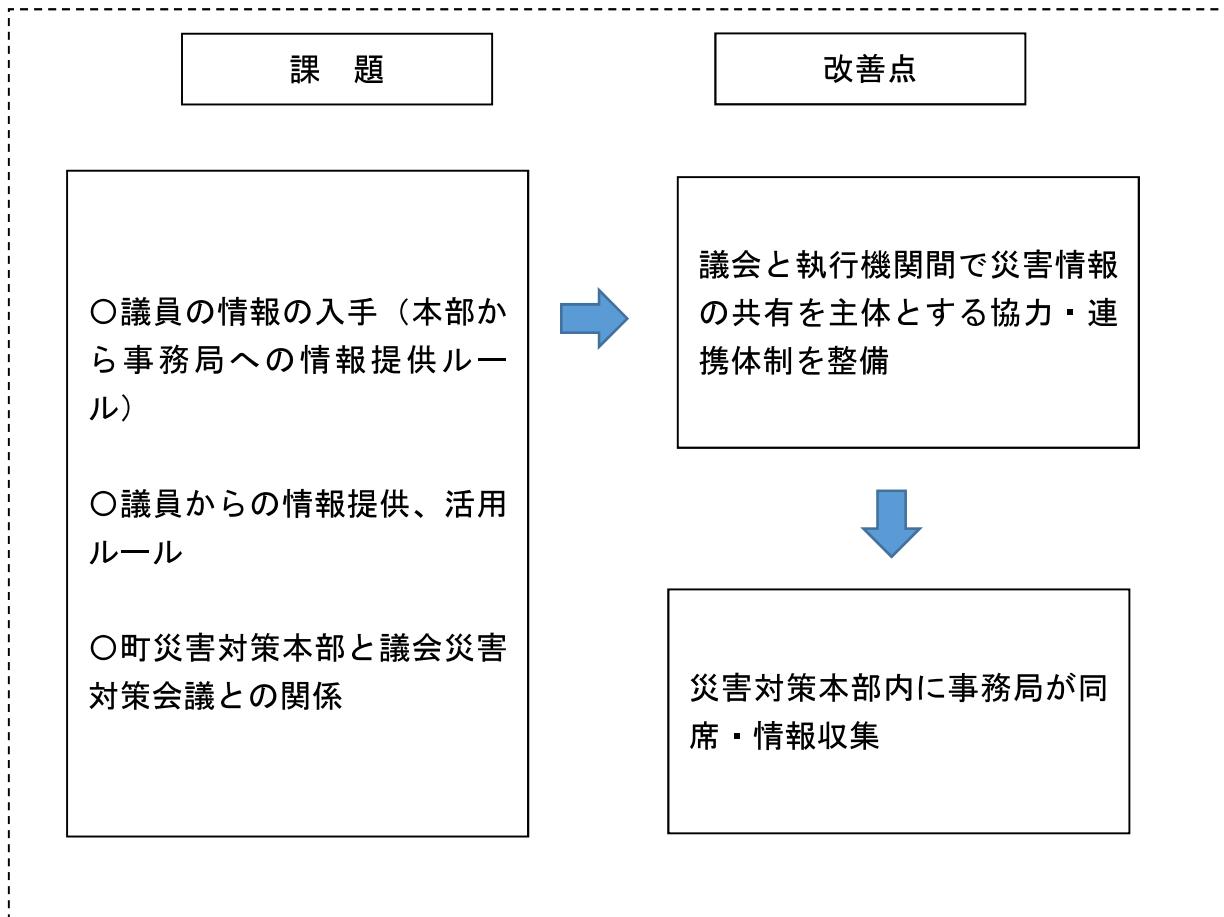
後期（7日～1か月） 議会機能の早期復旧

本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議

1か月後

復興計画などについて、議会として審議

○ 運用の検証と問題解決



〔まとめ〕

- ・ 芽室町議会では、住民に開かれ、分かりやすく、行動する議会を目指して、積極的に議会改革に取り組んでいる。
- ・ 通年議会の実施、ツイッター、フェイスブックなど様々な議会 ICT の取り組み等大変参考となる内容でした。
- ・ 議会 ICT の推進は、住民にわかりやすい情報発信の推進と同時に、地域の問題をいち早く見つけ出し、議員の力をより發揮するためであるという芽室町議会の考え方は、大変すばらしいと感じました。
- ・ 当市議会においても、芽室町議会の取り組みを参考として、開かれた議会を目指して議会改革を進めていきたい。

<北海道帯広市>

・視察日時 令和元年7月2日（火）

・対応者

帯広市議会事務局 総務課 課長 澤口智邦 様

帯広市議会事務局 総務課 議事係長 西端大輔 様

帯広市議会事務局 総務課 庶務係長 勝野倫忠 様

帯広市議会事務局 総務課 議事係 主任補 高橋 均 様

・調査事項

1 議会基本条例に基づく取り組み全般について

(1) 推進体制について

(2) 主な取り組み内容について

2 大規模災害時における帯広市議会の対応指針等の整備

(1) 対応指針及び行動マニュアルの概要について

(2) 帯広市議会防災LINEについて

3 市民意見交換会の開催について

(1) 寄せられた市民意見の取扱いについて

(2) 参加者を増やすための工夫について

1 議会基本条例に基づく取り組み全般について

(1) 推進体制について

議会改革全般の取り組みは、議会運営委員会で行っている。なお、政策提案型の条例制定のため、平成29年3月に議員政策研究会を立ち上げている。

○ 議員政策研究会（平成29年3月1日）

議会として政策提言機能の充実・強化を図るため、政策提案活動を専門に行う組織を設置した。

| 名称 | 議員政策研究会 | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|------------------------|--|--------|------|------|-----|------------|------|----------------|------------------------|-------|--------|------------------|
| 位置づけ | 任意の会議体 | | | | | | | | | | | | | |
| 所握事項 | <ul style="list-style-type: none">・政策的な条例案の策定に関すること・市長に対する政策提言に関すること | | | | | | | | | | | | | |
| 枠組み | <table border="1"><thead><tr><th></th><th>構成メンバー</th><th>主な役割</th></tr></thead><tbody><tr><td>全体会議</td><td>全議員</td><td>全議員の情報共有の場</td></tr><tr><td>役員会議</td><td>正副議長、各会派の代表者1名</td><td>政策課題の選定、検討チームメンバーの決定の場</td></tr><tr><td>検討チーム</td><td>12人の議員</td><td>政策課題を具体的に調査研究する場</td></tr></tbody></table> <p>原則12名とし、予算・決算審査特別委員会における会派按分を基準に割り振るものとし、任期は政策課題の調査研究終了時までとする。</p> | | | 構成メンバー | 主な役割 | 全体会議 | 全議員 | 全議員の情報共有の場 | 役員会議 | 正副議長、各会派の代表者1名 | 政策課題の選定、検討チームメンバーの決定の場 | 検討チーム | 12人の議員 | 政策課題を具体的に調査研究する場 |
| | 構成メンバー | 主な役割 | | | | | | | | | | | | |
| 全体会議 | 全議員 | 全議員の情報共有の場 | | | | | | | | | | | | |
| 役員会議 | 正副議長、各会派の代表者1名 | 政策課題の選定、検討チームメンバーの決定の場 | | | | | | | | | | | | |
| 検討チーム | 12人の議員 | 政策課題を具体的に調査研究する場 | | | | | | | | | | | | |

（これまでの取り組み）

帯広市がん対策推進条例の制定（平成30年12月18日）

○ 帯広市がん対策推進条例制定までの流れ

- ・ 平成29年3月から4月の間、全議員に対して、政策提案のテーマを募集し、6件のテーマが出される。
- ・ 5月に、本会議場において、全体会議を開催し、6テーマについて、それぞれの代表者によるプレゼン（パワーポイント使用）を行う。
- ・ 6月に、役員会議において、投票で、「がん対策推進条例」をテーマとすることが決定する。
- ・ 11人の議員で構成される検討チームで本件を検討する。

検討会議 平成29年6月から平成30年11月までの期間で28回開催。

市民意見交換会 10回開催

関係団体との意見交換会 8団体（医師会、患者会、教育委員会など）

パブリック・コメントの実施

- ・ 平成30年12月、帯広市がん対策推進条例の制定。

(2) 主な取り組み内容について

○ 議会における幼児の一時預かり等の実施（平成 25 年度～）

定例会中の保育士の配置など子育て世代が傍聴しやすい環境整備を進め、市民の傍聴を促進するため、平成 25 年度から幼児の一時預かりを開始した。なお、児童については、12 月定例会から傍聴席で傍聴できるよう傍聴規則を改正した。

○ 議場における手話通訳の実施（平成 26 年度～）

「帯広市手話通訳派遣事業」を活用して聴覚に障害のある人が議会を傍聴できる環境を整えた。

○ 特別委員会について

特別委員会は定数 12 名で、日によって委員の交代を認めている。予算審査特別委員会は、7 日間、委員の交代を認めており、決算審査では、6 日間、委員の交代を認めている。

2 大規模災害時における帯広市議会の対応指針等の整備

(1) 対応指針及び行動マニュアルの概要について

○ 対応指針について

議会は、大規模災害が発生したときには、本来的な役割とは別に、地域の安全・安心を守る活動に議員個々が取り組むとともに、市長等の執行機関と連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために、非常事態に即応した役割を果たすことが求められている。

① 災害対応の基本方針

議員は、地域の安全・安心を守る活動に取り組みながら、議会として市の災害対応を側面から支援、協力することで、大規模災害からの復旧及び復興の役割を担う。

(1) 帯広市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速かつ円滑な災害対応に専念できるよう、必要な協力をを行うこと。

(2) 必要に応じ、国、北海道、関係公共機関などに適宜要望活動を行うなど、市の復興の取り組みを支援すること。

② 議会及び議員の対応方針

大規模災害発生時には、議会は連絡・情報収集体制の確立をいち早く行い、議員は地域の一員として、地域コミュニティ等における助け合い・援助の取り組みに尽力する。

(1) 議会の体制構築

各議員との連絡体制とともに、議長を中心とした災害情報収集体制を確立し、市の災害対応への協力など、所要の対応を行う。

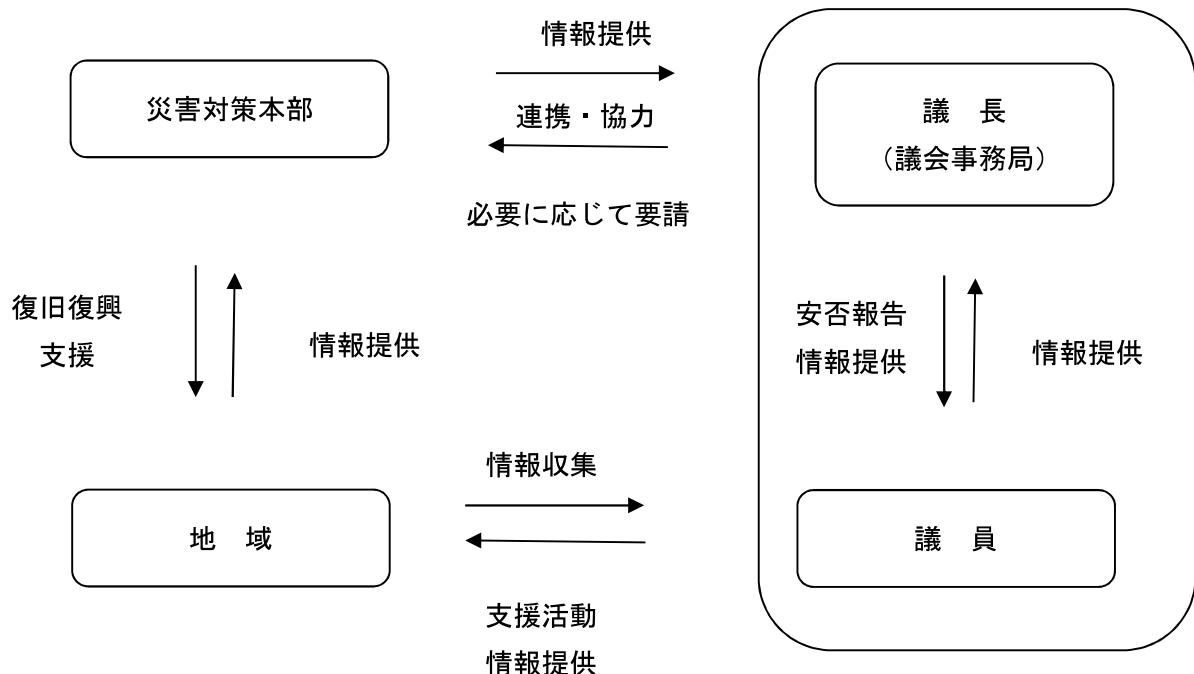
(2) 議員の行動規範

地域の安全・安心を守るため、地域の一員として、地域コミュニティ等における助け合い・援助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。

○ 災害発生時の対応

大規模災害発生時の対応のイメージは下図のとおり。発災が本会議（委員会）開催中の場合には、議会事務局職員が直ちに議員の安否確認を行うほか、議員や傍聴者等の避難誘導その他安全確保のために必要に応じて対応する。

【対応に係る各役割のイメージ】



なお、災害対策本部設置により議会事務局職員は、議会事務局長を支援部長、総務課長を支援第1班長とする支援部支援第1班において、必要に応じて各部班への緊急支援業務に携わる。なお、議会事務局長は災害対策本部会議に出席し、情報の収集・提供等を行う。

(2) 帯広市議会防災ＬＩＮＥについて

○ 防災ＬＩＮＥ運用ルール

- 参加者は議員、事務局員（管理職及び庶務係長）に限定する。
- 大規模災害発時における安否確認・情報提供及び市民生活に大きな影響を及ぼす事案の情報を提供する場合に限り使用する。
- 知り得た他の議員の情報を他に公開してはならない。
- プロフィールには極力、個人情報の入力を避ける。
- 各期の任期が終了した場合には、各自で退会手続きを行う。（最後は事務局でグループ削除）

3 市民意見交換会の開催について

(1) 寄せられた市民意見の取扱いについて

帯広市議会では2種類の市民意見交換会を実施している。

「地域意見交換会」については、誰もが自由に議会に対して意見・要望を述べる機会としてコミュニティセンター等で開催している。

「お出かけ意見交換会」については、広く様々な層の市民から意見を聴取するため、高齢者、女性、若者など一定の層が集まる団体・グループの会合等に赴いて開催している。

意見交換会の実施体制（基本）

| 地域意見交換会（8人） | お出かけ意見交換会（10人） |
|--------------------|-----------------|
| 議長 または 副議長 | 議長 及び 副議長 |
| 議会運営委員長 または 副委員長 | 議会運営委員長 及び 副委員長 |
| 議会運営委員（司会） | |
| 一般議員5人（全議員に均等に割当て） | |

開催結果

| | 地域意見交換会 | お出かけ意見交換会 |
|-----|----------|---|
| H25 | 5会場 計47人 | 帯広市女性学級さくら 21人 帯広ローターアクトクラブ 9人 |
| H26 | 5会場 計63人 | 帯広市PTA連合会母親委員会 34人 帯広畜産大学の学生 16人 |
| H27 | 5会場 計56人 | 帯広市川西農業協同組合女性部 9人 市内高等学校の生徒 38人 |
| H28 | 5会場 計50人 | 帯広大正農業協同組合女性部 フレッシュミズ 10人 市内高等学校の生徒 26人 |
| H29 | 5会場 計62人 | 帯広市PTA連合会 10人 市内高等学校の生徒 19人 |
| H30 | 5会場 計40人 | 帯広コア専門学校の生徒 28人 |

寄せられた意見・提言は、報告書にまとめ、全議員で共有するとともに、ホームページに掲載し公表している。

なお、議会に係わる市民の意見、提言のうち、その場で回答できないものは、議会運営委員会で取扱いを検討し、対応方針を決定することとしている。

(2) 参加者を増やすための工夫について

意見交換会の内容を掲載したわかりやすい資料を作成し、町内会を通じて配布している。

最初は、全市民を対象とした「地域意見交換会」を開催しておりましたが、参加者数が伸び悩んでいたため、若年層や女性を対象とした「お出かけ意見交換会」との2本立てにして、参加者を増やす取り組みをしている。

〔まとめ〕

- ・ 帯広市議会では、平成 22 年 4 月に制定した議会基本条例に基づき、議会改革に取り組んでおり、更に平成 29 年 3 月には、議員政策研究会を立ち上げ、政策提言型の条例の制定に取り組んでいる。
- ・ 特に、予算、決算の特別委員会において、日ごとにメンバーを交代できる運用の仕方や災害時の LINE の活用など大変興味深い内容がありました。
- ・ また、政策提言型の議員による「帯広市がん対策推進条例」の制定までの取り組みは、今後の当市議会の議会改革においても大変参考となる内容であったと思いました。